

第32回 全国夏期セミナー 基調報告

いまこそ科学として学ぶ “いのち・からだ・性”

～孤立化する社会の中で一人ひとりの人権をまもる～

第32回全国夏期セミナー近畿大会 in 京都 副実行委員長 水野哲夫

はじめに

1982年に創立された性教協は、2012年、創立30周年を機に、一般社団法人化を果たすとともに、全国の仲間の力で自前の事務所を確保し、新たな峰に向かって歩みはじめました。

「科学・人権・自立・共生」の四つのキーワードをもとに、子どもの切実な要求にこたえ、正確な情報を伝え、子どもとともに「性」のあり方や生き方を考えて、たくさんの性教育実践を積み重ねてきたのが性教協です。

今、この日本の中で、性教協の存在意義と求められている役割は、以前にもまして大きくなってきているのではないのでしょうか。

私は東京の大東学園高等学校という私立高校で、「性と生」の学びに携わってきました。

大東学園では1996年以来、高校1年生の必修科目として総合科目「性と生」が設置され、今日まで引き継がれています。開始以来今年までにこの総合科目「性と生」を担当した教員は、専任、非常勤あわせて120名ほどの中で、40名を超えました。学校全体で性教育の取り組みを続けてきたと言ってもいいと思います。

この基調報告ではその経験も踏まえて、性教協の存在意義と求められている役割を、皆様とともに考えていこうと思います。

1. 日本軍「慰安婦」問題をめぐって

2013年5月13日、日本維新の会共同代表の橋下徹大阪市長が行った旧日本軍の「慰安婦」に関する発言と、沖縄の米軍兵士に「風俗」活用をすすめる発言は、大きな波紋を呼びました。女性ばかりでなく、男性をも侮辱し傷つける発言として、国

内外から数多くの抗議が寄せられています。性教協もすぐに橋下氏に抗議文を送りました。

私は、橋下氏が「慰安婦制度が必要になるのは誰でも分かる」と、国民多数の理解をあてにして発言している点に注目すべきだと思います。橋下氏は大多数の人々が自分の発言に同意してくれると判断したのでしょう。

逆に言えば、日本国民の人権意識とセクシュアリティは「こんな発言をしたら即座に政治生命を失う」と橋下氏に思わせるほどの水準ではなかったとも言えるのではないのでしょうか。

安倍首相をはじめとする人々は、橋下氏発言より前から「狭義の強制性の証拠はない」「軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述は見当たらない」と繰り返し述べていました。

「強制的証拠はなかった」と言いさえすれば、軍と日本政府の責任はまったくなかったことになるという、人権感覚と歴史事実認識の両方を欠く主張なのですが、これが国民に一定の理解と支持を得ているという安心感が、橋下氏発言の背後にあるといえるでしょう。

このような主張は世界の人々の捉えかたとは大きく隔たっています。アメリカの政治家の代表的な意見を一例だけ紹介します。2007年、アメリカ共和党のマイケル・グリーン氏は『朝日新聞』に対して、「軍『慰安婦』とされた女性たちが強制されたかどうかは関係ない。日本以外では誰もその点に関心はない。問題は慰安婦たちが悲惨な目に遭ったということであり、永田町の政治家たちは、この基本的な事実を忘れている」と語っています。

また、沖縄の新聞は本土の大新聞とは格段に違

う水準の批判をしています。

「橋下徹大阪市長は『国際感覚が足りなかった』と述べた。だが、彼に何より足りなかったのは人権感覚だ。人間認識の根本的な誤りに気付いていないのが問題なのだ」「では彼は、風俗がなければ性暴力が発生するというのか。典型的な『強姦神話』であり、前世紀の遺物的発想そのものだ。強姦犯は、衝動どころか用意周到に場所と機会を選んでいる卑劣漢だというのはもはや常識だ。そんな常識と正反対のジェンダー意識を持つ人物が21世紀の今、行政のトップ、公党の代表であることが信じ難い」
(『琉球新報』2013年5月18日)

日本国民大多数の人権意識とセクシュアリティが少なくともこのような水準であったならば、橋下氏の発言も、「軍と売春はつきもの」などという石原慎太郎氏の橋下氏擁護発言もありえなかったことでしょう。二人とも大きく問題視され、辞職せざるを得なくなっていたことでしょう。安倍氏らの「慰安婦への狭義の強制性はなかった」などという虚偽の主張を問題の免罪符とするような発言も、強い批判を浴びていることでしょう。

そうなっていない原因はたくさん考えられますが、日本における性教育の貧困がその一つであることは間違いないと思います。

性教育を通じて正しい知識を得なければ、「戦場では慰安婦は必要だった」、「レイプ防止のためには風俗の活用も必要」などという言い分に、よく考えもしないで同意してしまうこともあるのではないのでしょうか。

反対に、きちんと学べばまともなセクシュアリティと人権感覚は育ちます。大東学園で高校1年生のときに総合「性と生」、2年で総合「平和」を学んだ3年生のあるクラスの生徒たち(36名)が、3年の総合「人権」の授業で、今回の橋下発言に関して意見交換をしました。

ある生徒は、「慰安婦＝休息ではない」とはっきり述べています。

また、別な生徒は、「いつ死ぬか分からないような中で、ストレスがたくさんたまると分かるような気がします。けれど、いくら休息が必要で

も慰安婦が休息ではないと思うし、女性の悲しみや身体的苦痛は男性には分からないと思います」と述べています。

一方で、「従軍慰安婦は必要不可欠だったと思う。なぜかと言うと、軍隊は国のために戦っているわけで、肉体労働だけじゃなく、娯楽がないとやってらんないと思う。常に死と向き合せだから、疲れをいやす娯楽が必要。男が戦っているんだから、女もそのへんで頑張らないと不公平」という意見を述べていた男子生徒もいました。

その生徒も、「慰安婦は必要ないと思います。自分が女だからという理由もありますが、強姦など性犯罪なのになぜ慰安婦制度を作ったのかが理解できません。なりたくもないのにだましたり、無理やり慰安婦にするのは、強姦と一緒にだと思います」という発言などに触れて、考えを変えました。

「前回の授業では『慰安婦は必要不可欠だ』と書きましたが、みんなの意見を読んでいるうちに自分の意見が変わりました。『女性の立場になって、考えてもらいたい』という意見には、心が揺らぎました。橋下さんには謝ってみたいです」

生徒たちの考えは響きあっています。きちんと学べば、正しい認識を持つことができます。「慰安婦」をめぐる問題は、正しい性教育の必要性をも浮き彫りにしていると思います。

2. 「女性手帳」をめぐる

「女性手帳」をめぐるドタバタは、政府・与党の人権感覚やセクシュアリティのお粗末さを示すものでした。

「女性手帳」は政府の有識者会議「少子化危機突破タスクフォース」が、少子化対策には若い女性に早い時期に妊娠・出産について正しい知識と関心を持ってもらうのが有効として、来年度からの配布を目指していたものです。

「少子化は女性の問題」「とりあえず女性の意識を変えることが手始め」というこの発想自体が、「女性は産む機械、装置」、「産む役目の人が頑張ってもらわなければならないんですよ」(2007年、柳沢伯夫厚生労働大臣)と同類であることに「有識

者」たちは思い至らなかったのでしょうか。

柳沢発言は一人の政治家の不見識なものでしたが、今回は政府の「有識者会議」全体の認識にかかわる問題です。出産を「リプロダクティブヘルス/ライツ」として、権利として、自己決定の問題として捉える視点が皆無なばかりか、統制と管理の下で推進しようという発想なのです。

国会はもとより、ネット上でも「こんな事をするより、産婦人科を増やし、待機児童の問題を解消し、教育費の支援を行い、出産・子育てを選んだ場合の問題を無くすことが優先されるべきではないか」「女性手帳作る前にフランスやデンマークがなぜ出生率が向上したのか、もっと研究した方がよくないですか？家族のあり方の多様性とか男性の積極的な子育て参加とか社会構造から変えていかないと子供は増えませんよ？」（インターネットの「NAVERまとめ」、「政府が打ち出した少子化対策『女性手帳』が安定のドン引き！」から引用）などのまっとうな批判が短期間に集中し、配布は中止されることとなりました。

3. 性教育とジェンダー平等をめぐる逆風

他にも性教育とジェンダー平等にかかわる分野での逆風があります。

安倍内閣が、内閣府男女共同参画会議委員に、ジェンダー平等を激しく攻撃してきた高橋史朗明星大学教授を起用するという、およそ考えられる最悪・最不適の人選を行ったことは、現政権がジェンダー平等問題にどのような姿勢を取ろうとしているかを物語っています。

また、教育再生実行会議に、八木秀次氏*や、「全日本教職員連盟」*委員長、さらには曾野綾子氏など、「タカ派」として定評のある人物を数多く選任していることも、安倍内閣の進める教育改革の内容に危惧を抱かせるものです。

(*八木氏は『天皇が男性であるべき根拠は男系でなければ神武天皇のY染色体が維持できないから』というのが持論)

(*『全日本教職員連盟』は、公称21,000人。自民党支持の反教職員組合組織。ただし、そのうち

10,000人は栃木教協のメンバー)

与党自民党内での山谷えり子氏（自民党の『過激な性教育・ジェンダーフリー教育実態調査プロジェクトチーム』事務局長として性教育バッシングに励んだ）や高市早苗氏（『慰安婦』否定議員のリーダー格）らの要職への起用と並んで、性教育への逆風に対する警戒心を持つ必要があります。

4. 孤立化する社会は作られてきた

大会のサブテーマにある「孤立化する社会」は人為的に作られてきました。90年代後半、本格的に新自由主義政策が日本で繰り広げられて以降、人権や生存権、労働権などの諸権利が奪われ、壊されてきました。

新自由主義は国民が『規制』として積み上げてきた生存権や基本的人権、労働権が、社会の効率と企業の利益にとって障害となっていると攻撃し、破壊する思想です。それにもとづき、常に何か敵を作り、それとたたかう姿勢を示すことで支持を集めていく政治手法が繰り返されてきました。

ある時は郵便局が「官」の象徴のように敵視されました。

今、若者と高齢者、現役世代と年金受給者、民間と公務員、生活保護受給者とそうでない人、保護者と教職員などの対立が人為的に作り出されています。

年金を切り下げて生活保護水準よりも低くし、次に「生活保護が年金に比べて高すぎる」と攻撃して切り下げる、という方法も採られています。

生活保護をめぐる、ごく一部の不正受給を口実に、受給自体を生存権保障のための「権利」ではなく、「恩恵」、「恥」、「寄生」、「無能力」などとみなすような悪宣伝も大規模に行われています。

民間企業の賃金が切り下げられ、若者のおよそ半分は非正規雇用という現状を作り出したのは、まぎれもなく資本と政府なのですが、その現状を逆手にとって、公務員があたかも特権階級であるかのような非難を浴びせる…。これは国民の中に対立を作る方法の典型です。

公務員の権利剥奪と労働条件や賃金の切り下げ

を実現したならば、今度は「公務員でさえこのような痛みを耐えている」として、民間労働者に一層の切り下げを迫るでしょう。

このようにして作られてきた「孤立化する社会」は、権利を奪い、連帯を破壊する社会でもあります。

人権を守るためには、作られた敵対関係や対立を乗り越え、「孤立化した社会」を変えていく必要があるのではないのでしょうか。

5. 格差と貧困

日本は1995年以降、先進国で唯一所得が減った国です。勤労者の所得は1997年を100とすると、14年間に88%まで落ち込みました。（同時期に欧米各国は1.3倍～1.9倍になっています）

「相対的貧困率」（世帯所得の中央値の半分未満で暮らす家庭の割合）は、経済協力開発機構（OECD）加盟など35か国の中で、悪い方から9番目です。また2006年から2009年の3年間で新たに23万人が貧困に陥りました。

貧困率が急速に高まったのは非正規雇用が増え、子育て世代の所得が減ったからです。日本の平均世帯の所得はこの10年で約120万円も下がりましたが、特にひとり親世帯の半数は貧困で、貧困率はOECDの中で最も高くなっています。女性の方が非正規の仕事に就く割合が高いため、母子世帯の母親の収入が激減していることが大きいのです。

日本の子どもの貧困は深刻です。日本全体では300万人以上、6～7人に1人の子どもが、親の低所得によって経済的な不利にさらされているのです。ご飯が食べられなくて何もやる気が出ない、給食費が払えない、教材が買えない、林間学校・臨海学校に参加できない、修学旅行に参加できない、高校を続けていられない、希望する進学ができない…。子どもたちの実情は切実きわまるものです。

私の学校でも、経済的事情で退学せざるを得なかった生徒が何人かいました。（本人が特定できないよう、何人かの事情を一つにまとめ、事実関係も変えてあります）

●貧しい家庭の子どもの多くが学習や学力に困難をかかえている。都立高校を第一次志望にするが不合格。「せめて高校くらいは」と、かなり無理をし、東京都入学支度金の借入れなどでようやく入学にこぎつける。

●親の病気や入院などがあれば、たちどころに授業料の支払いに窮してしまう。ひとり親家庭は特にダメージが大きい。子どもはアルバイトし、家計の足しにするが追いつかない。

●滞納が続き、退学を余儀なくされる。

激しくなる一方の格差社会で子どもの貧困問題を放置すれば、貧困は固定化・拡大再生産されます。「自己責任」という言葉で、格差や貧困の問題が終わりにされてしまうことがあります。子どもにはどのような自己責任があるというのでしょうか。

生活保護法改正案が通常国会で成立し、生活保護費は制度始まって以来の引き下げにさらされます。そのことと連動して子どもの貧困率や経済的困窮度が、現状以上に高まることが心配されます。

6. 教育と学校をめくって 競争の深刻化

2010年、「国連・子どもの権利委員会」が「第3回総括所見」として、日本政府に勧告をしました。

内容は多岐にわたっていますが、「教育」についての勧告内容は、1998年の第1回勧告以来引き継がれてきたものです。「過度に競争的」「高度に競争的な学校環境」「いじめ」「体罰」などがその主な内容であり、日本の教育制度の根本にある問題は長い間解決していないと言えるのです。

委員会は、「日本の学校制度によって学業面で例外的なほど優秀な成果が達成されてきたことを認める」と評価しながらも、次の点に懸念を表明しています。

■「大学への入学を求めて競争する子どもの人数が減少しているにも関わらず過度の競争に関する苦情の声があがり続けていること」

■「高度に競争的な学校環境が就学年齢層の子どものいじめ、精神障害、不登校、中途退学およ

び自殺を助長している可能性があること」

そして、「子ども同士のいじめと闘う努力を強化し、かつそのような措置の策定に子どもたちの意見を取り入れるよう」勧告しています。

また、以下 (a) ~ (c) の措置をとるよう「強く勧告」しています。

- (a) (前略) あらゆる場面で、子どもを対象とした体罰およびあらゆる形態の品位を傷つける取り扱いを法律により明示的に禁止すること。
- (b) あらゆる場面における体罰の禁止を効果的に実施すること。
- (c) 体罰等に代わる非暴力的な形態のしつけおよび規律について、家族、教職員ならびに子どもとともにおよび子どものために活動しているその他の専門家を教育するため、キャンペーンを含む伝達プログラムを実施すること。

教育制度と学校が抱える諸問題がなかなか解決しない中、労働力政策の激変を受け、「競争」をめぐる状況は深刻化しています。

日経連(当時)は1995年の「新時代の日本的経営」という政策提言の中で、労働者を3つのグループに分けることを提唱しました。年功序列・終身雇用が適用される「長期蓄積能力活用型グループ」、有期雇用のスペシャリストとして活用する「高度専門能力活用型グループ」、景気の調整弁的役割を担うパートやフリーター等の「雇用柔軟型グループ」に分けるといふものです。

この3グループのうち、「長期蓄積能力活用型グループ」のみをコア人材として長期安定雇用し、他の2グループは短期雇用とすることで労働力の弾力化・流動化を進め、総人件費の節約を図ろうとするものでした。

賃金の格差は企業がグローバル競争に不可欠な仕組みとしていることです。このプランは新自由主義的労働力政策として実行に移され、およそ半分の若者が正規雇用を奪われる事態が出現したのです。

その結果、学校での「競争」は以前よりも過酷

な性格を持ち、生存権が保障されるのかどうかを争う競争にまでなっています。

生存権はすべての人間にとっての基本的人権であるはずなのに、「競争」に勝ちぬいた人には生存権が生活できる賃金として与えられ、勝てなかった人には与えられない。学力競争からの脱落は「自己責任」として放置される。という現実が子ども・若者の眼前に繰り広げられるのです。

すべての子どもが自分の未来に希望を持ち、社会に参加して生産や政治に加わり、生存権を実現して生きていく成長の道筋は乱暴に奪われてきました。

新自由主義国家は、グローバルな競争を勝ち抜くためのエリート「人材」(先ほどの3グループでいうと、長期蓄積能力活用型グループ)育成にのみ関心があり、「その他大勢」は、「せめて実直な心」を持ち、「公」に従順で、秩序とルールを守ることを求められています。(政府の教育課程審議会会長をつとめた三浦朱門氏の言。「戦後五十年、落ちこぼれの底辺を上げることにはばかり注いできた労力を、できるものを限りなく伸ばすことに振り向ける。限りなくできない非才、無才には、せめて実直な精神だけを養っておいてもらえばいいんです」)

教育予算を、パートやフリーター等「雇用柔軟型グループ」予備軍のために使うことは「無駄」であり、グローバル人材のために「重点的に」配分することを求めます。学校制度の複線化、差別化は新自由主義的教育改革の必然となります。

新自由主義的教育政策においては、子ども・青年は経済活動における「人材」(人財ではない)としてとらえられているのであり、民主主義の担い手としても、権利行使の主体としても、基本的人権をもった尊厳ある存在としてとらえられていません。

7. いじめ対策の問題

このような観点は他にも通じています。

いじめ問題は子どもの人権に直結する重大な問題ですが、教育再生実行会議の第一次提言「いじ

め問題等への対応について」にも、6月20日に成立した「いじめ防止対策推進法案」にも、いじめを子どもの人権問題としてとらえ、子どもたちを権利主体としてとらえる観点は見えません。

「道徳教育の強化」と「厳罰主義」「家庭の義務強化」が中心の「いじめ防止対策推進法」で「いじめ」がなくなるのでしょうか。かえって隠ぺいされたものになっていくことも懸念されます。

なぜ日本の学校では数十年にわたって「いじめ・いじめられ」関係がはびこり、根を張っているのでしょうか。「国連・子どもの権利委員会」勧告で指摘されてきたような日本の学校や教育システムの問題点とは関係があるはずですが。また、実際には深刻な問題であるはずなのに、いまだ調査もされず、統計もない「性的いじめ」の実態調査と説明も必須です。（『季刊SEXUALITY』61号、特集「見落とさないで！『性的いじめ』」参照）

数十年にわたって学校や学級に根を張り続ける「いじめ問題」を理解することは、現代の子ども理解の課題なのです。文科省や「教育再生実行会議」などは、子どもたちに対する共感的な理解と愛情を持った丁寧な実践をこそまず汲み上げるべきなのではないでしょうか。

道徳の教科化、「いじめ防止対策推進法案」の制定、学校等への「基本方針」作成の義務づけ、学校と警察との連携や懲戒・出席停止制度の活用、学校に事実関係の調査や被害者側への情報提供、自治体の長への報告などの義務づけ、隠ぺい禁止等々…。

これらの対策も、その基本に子どもの人権を守り、子どもを権利主体ととらえ、子どもを民主主義の担い手として育てる姿勢がなければ、またしても上からの行政命令的な取り組みとなり、本当に実効性のあるものにはならないのではないのでしょうか。

8. 子ども・青年と人間関係

2011年10月から2012年2月にかけて行われた「第

7回青少年の性行動全国調査」報告が発表されました。（2012年8月、日本性教育協会）

性的関心の経験についての問（13a）（「あなたはいままでに、性的なことに関心を持ったことがありますか」）に対する「はい」の割合は2005年調査以降急激に低下しています。

「初めて関心を持ったのは何歳の時でしたか」という質問もあり、年齢を見てみると、特に男子の14歳、15歳、16歳と、女子の14、15、16、17、18歳で顕著な低下傾向を示しています。（男子15歳が最大。約80パーセントから約50パーセントに低下）

また、「性」や「セックス」という言葉に対するイメージは、1999年調査以降男女ともすべてのサンプル年齢で「楽しくない」方向に変化しています。

山口大学の高橋征仁教授は「性的欲望はたんに縮小しているだけではなく、こうしたネガティブな方向への変化、すなわちリスク化を伴っている」と指摘しています。（注「リスク化」とは、「自分自身の選択がもたらすポジティブな結果についてではなく、将来引き起こすかもしれないネガティブな結果について、より敏感に反応するように変わりつつある。そうした未来に対する指向性の変化」を指す）（「欲望の時代からリスクの時代へ—性の自己決定をめぐるパラドクス—」から）

性的な問題や恋愛だけでなく、さまざまな場面で、若者たちが高橋教授の言う「リスク化」された発想をすることは、私も実感するところです。

「人間関係はリスク」というとらえ方は、若者たちの多くにとってはなじんだものになっているのではないのでしょうか。

小学生の子どもたち（ストレス度が高いグループ）に「母親、父親、親友、キャラクターの四つの中で一番安心できる存在はどれですか」という質問をしたところ、1位は母親でしたが、それに続く2位は父親や親友ではなく、キャラクターでした。（バンダイキャラクター研究所／2000年8月調査）。父親はともかく、最も仲のいいはずの親友よりも、キャラクターの方が安心できるという結果から、子どもたちの人間関係の一端を想像することもできます。

子どもたちは、「友だち」はいつでも敵やいじめの側に回るリスクを持っていることを学んできており、それがこういった調査結果にあらわれているのとも考えられます。

いじめの被害・加害経験のどちらをも持ち、競争に満ちた学校生活を過ごし、その競争の勝者は数少ないゆえに、多くは敗北体験を持っている…。このような道を歩んできた若者たちにとって、人間関係が「リスク」に満ちたものとしてとらえられるのは、ある意味では当然のことではないでしょうか。

若者たちの「リスク化」意識を、「弱い」「意気地がない」「根性がない」などと敵視したりせず、まずは受け止め、共感し、寄り添ってともに考えていくことが、今まで以上に必要なのだと思います。

9. 世界の性教育の水準に目を向けて

2009年12月、「性教育国際指針」（以下「指針」）が出されました。田代美江子さん（性教協幹事）が『季刊SEXUALITY』59号と61号で連載している「性教育国際指針を読む」を参考に、この内容を見てゆきます。（62号以降も連載予定です）

この「指針」は、ユネスコ（国連教育科学文化機関）が中心となり、国連共同エイズ計画、国連人口基金、世界保健機関（WHO）、ユニセフ（国連児童基金）などの組織と、世界中の性教育専門家による集団的検討を通して作り上げられたものです。

「指針」は、行政的命令や指令のように拘束力を持つものではなく、各国が自分たちの状況にあった形で利用するという位置づけです。

その内容を検討していくと、性教協の仲間たちをはじめとした全国の性教育実践が積み上げてきたものと通じるものが数多くあることが分かります。

「指針」は「はじめに」の中で、「前提」として以下の点を強調しています。

一つひとつが、「なるほど」とうなずける内容ではないでしょうか。

○セクシュアリティは人間の生涯にわたる基本的な要素であり、身体的、心理的、精神的、社会的、経済的、政治的、文化的な側面がある。

○セクシュアリティは、ジェンダーとの関連なしには理解できない。

○多様性は、セクシュアリティの基本である。

○性的行動を決定する基準は、広範にわたり、そして文化によって異なる。（略）

次に性教育の必要性を若者の置かれている状況から説明しています。

●多くの若者が性的な生活に向けての十分な準備をすることができていない。そのことによって、

●HIV/AIDSをはじめとするSTIのリスクや予想外の妊娠や性的虐待、性的搾取などのリスクにさらされている。

●若者は、おとなに近づく中で、セクシュアリティやジェンダーをめぐる矛盾、混乱したメッセージにさらされており、

●性についてのオープンな議論がまさに必要な時に、親や教師を含むおとなたちが沈黙し眉をひそめることによって、その矛盾や混乱はますます悪化する。

●その一方で、インターネットなどのメディアからの性情報を得ている。

だから性教育は必要なのだ、というのです。

ここで述べられている若者の状況は、まさに私たちが日々痛感していることです。

「指針」は次に、効果的な性教育は次のようなことを可能にすると述べています。

○誤った情報を減らすこと

○正確な知識をふやすこと

○性に対する肯定的な価値観と態度とは何かを明らかにし、それを強化すること

○そうした知識や価値観の上に、正しい情報に基づき決定と行動選択のスキルを高めること

（略）

そして、そのことによって、

●性的関係を持つことを避けることやその時期を

遅らせることができる

- しばしばおこる危険な性行動を減らすことができる
- セクシュアルパートナーの人数を減らすことができる
- 性交による無計画な妊娠やSTIを避ける方法を使えるようになる
と述べています。

さらに「指針」は、「学校は、性的に活発になる前の多数の子ども、若者たちに、性について学ぶ重要な機会を提供できる場」なので、学校における性教育は重要だと指摘しています。まさにその通りです。

性教育の目的と課題については次のように述べています。

【中心的な目的】

「HIV/AIDSの影響下にある世界的な状況の中で、子どもや若者たちが、彼らの性的、社会的関係の中で、責任ある選択をするための知識とスキルと価値観を身につけるといふこと」

【性教育プログラムの課題】

- 知識と理解を増進すること
- 感情、価値観、態度について説明し明らかにすること
- スキルを発達させ強化すること
- リスクを小さくするための行動を促進し、それを継続させること

そして、「HIV/AIDSの問題を視野に入れるとき、無知や誤った情報が致命的になる」と指摘し、学校と保健衛生部門の責任を強調しています。

ここで述べられていることも、「その通り!」と言いたいような内容です。

10. 性教育国際指針と日本の性教育

「性教育国際指針」で述べられている性教育の意義、効果、目的は、全体として私たちの実感とも重なり合うものです。私たちは、これまで積み重ねてきた性教協の「科学・人権・自立・共生」の性教育や、子どもの切実な要求にこたえ、正確な情報を伝え、子どもとともに「性」のあり方や

生き方を考えてきた多くの性教育実践が、世界の性教育指針と問題意識を共有するものであることに確信を持ち、次の課題に向かって進んでいくべきでしょう。

性教協代表幹事の浅井春夫さんは性教協会報『人間と性』283号の巻頭文「世界の性教育の前進を確信に!」で次のように述べています。

「いま世界に目をやると、性教育は大きく前進しています。(中略)(性教育国際指針は)全体はA4判で100頁を超えるものですが、これからの性教育をすすめるうえで基本文書と言えるものです」

浅井さんはその「指針」第2巻の「性教育の具体的内容と重要事項」の一例として「15歳～18歳の重要事項として『互いの合意に基づいた安全なセックスは、効果的なコミュニケーションのスキルを必要とする。自己主張と交渉のスキルにより、望ましくない性的圧力に抗して、安全なセックスがしたいという意図を強化できる』ことを明記して」いるという例を紹介しています。

また、「指針」は、子どもの主体的な参加をいかにはぐくむかという教育方法論の改革についても提起しています。

性教育の具体的内容の一例として、オランダの小学校での、車座になって行うサークル対話の実践が、「タテ社会(一方的対面式教育関係)をヨコ社会に変え、共生を実践的に学ぶ上で有益である」として紹介されています。

日本の性教協の仲間たちは、「指針」で述べられている「互いの合意に基づいた安全なセックスのスキル」に関する実践も、車座になって行う対話形式の授業実践も、数多く生みだしてきました。

「性教育の具体的内容」においても、私たちの実践は世界の性教育の大きな流れ(本流と呼んでもいいかもしれない)とともにあるのです。

あらためて、「指針」を主体的に・批判的に学び、私たちの実践の方向性と具体的内容を構築していくことが求められています。

11. 「性教育バッシング」とは何だったのか

田代さんは「日本であれば、真っ先に文科大臣・文科省がこの『指針』の内容をおさえるべきであり、性教育を実施する責任を有することになります」と述べています。

しかし、それとは逆にわが日本は10年あまりの「性教育バッシング」の年月を経過させられてきました。

東京都議会で、「最近の性教育は、口に出す、文字に書くのものはばかられるほど内容が先鋭化し、世間の常識とはかけ離れたものになっている」という、都立七生養護学校の性教育を攻撃する都議質問があったのは、2003年7月2日のことでした。

その後、都議と都教委らによる学校に乗り込みでの恫喝、教材の没収、産経新聞の歪曲報道、9月には教職員への処分、校長の降格（ただし、これらの処分はいずれも問題視された授業内容とは直接関係のない理由によるもの）と、あらかじめ描かれていたシナリオに沿うように一気に攻撃が進められました。

2005年、都教委の処分が教育への不当介入に当たるとして、都教委及び東京都議会議員3名に対して損害賠償を求める訴訟を起こしました。「ここから」裁判です。

また元校長の降格処分の取り消しを求める訴訟は最高裁判決で勝訴しました。（2010年2月）

「ここから」裁判では、地裁・高裁判決ともに七生養護学校の性教育実践が「学習指導要領違反」「発達段階無視」であるという都教委の主張を退けました。さらに七生養護の実践は望ましい実践であると附言をしました。（一方で判決は、都教委が教材を没収したことや年間指導計画の強制変更、教員の大量異動についても認めるという不充分性もありました）

最高裁判決は今年中に出ると予想されています。

七生養護学校事件をはじめとした、性教育やジェンダー平等教育へのバッシングは、大きく見れば「男性を中心とした家庭秩序・社会秩序のなかに性を押しこめる」考え方および「生殖の性を

核とした道徳的性教育」の立場からの、権力を使った攻撃だったということができるといえるでしょう。

攻撃されたのは「個を基本とした対等な男女、さらにジェンダーの多様性を基礎とした」性のあり方を追求する考え方と、「性の関係性を重視した自己決定の力を育てる性教育」でした。

世界的には、「性の関係性を重視した自己決定の力を育てる教育」が性教育の本流ともいえるべきものであり、その方向に向かっていることは明らかなのですが、こと日本においては大きな逆流があったのです。

バッシングによる被害は甚大でした。日本の性教育全体は委縮させられました。

指導要領の「受精に至る過程は取り扱わないものとする」という規定は、事実上「受精」そのものや、性にかかわる事象についての指導すらためらわせるものとなりました。

しかし、バッシングの嵐と指導要領の「縛り」のもとでも、多くの仲間たちが、さまざまな機会をとらえ、さまざまな工夫をしながら性教育実践を続けてきました。困難の中をともに歩んできた、全国の多くの仲間に敬意を表するものです。

その貴重な実践が「性教育国際指針」と固く結びついていることに、あらためて確信を持ちましょう。

12. 生徒の現実をふまえて、みんなの力で

～大東学園の経験から～

浅井さんは「世界の性教育の前進を確信に!」の中で、「性教育のカリキュラムは、わが国のように学習指導要領で『受精に至る過程はこれを扱わない』ということを一方向的に決めるのではなく、子どもの現実を踏まえて教育現場と保護者のレベルでカリキュラムづくりをすすめていくべきです」と述べています。

「子どもの現実を踏まえて」は、性教育国際指針全体を貫いているリアリズムの視点です。

私たちにしても、性教育を始めようと考えた原点を思い起こしてみれば、「子ども、若者の現実」こそが出発点であり、また常に立ち返るとこ

ろであることは間違いないでしょう。

私の職場、大東学園高校の経験を紹介させていただきます。性教協が創立されたころ、1980年代の大東学園での性をめぐる指導は抑圧的なものでした。

私は、1985年、32歳のときに、初めて学年主任になりましたが、その頃の校長や教頭からの教員に対する指導は、例えば避妊具を持っている生徒は、「乱れている」、「不純異性交遊」をしていると考えよ、というものでした。懲戒処分をちらつかせて「指導」をしました。

私のような無知な俗物が権力を握って行う、ファシズムとも似通った強圧的な生徒「指導」が横行していたのです。そんな中では、生徒たちは、性の問題については正しい知識を得ることもできず、妊娠や性感染症についての相談も養護の先生にこっそりするしかありませんでした。そして、そこから垣間見えてくる生徒の現実、は、「正しい知識」の必要性を強く感じさせるものでした。

そのような生徒の性をめぐる現実と、性教協などで獲得した性に関する新たな知見とが、大東での性の学びを準備したのだと言えます。

1980年代後半、学園を正常化・民主化することが大きな課題として浮上しました。

「生徒を人間として尊重する学びを追求すること」と、「教育の自由と教職員の権利を守ること」は私たちにとっては一体のものとなってきました。

1988年の解雇撤回運動をきっかけに本格化した学園民主化運動の結果、1992年、大東学園は、理事・評議員・教職員・父母の団結した力で、理事長兼校長の不正をただし、辞職させました。理事会を正常化し、学園を民主化したのです。この変革は教育内容や生活指導にも波及し、性の学びにも大きな追い風となりました。

やっと生まれた、自由な論議のできる新しい環境の中で「性・政（平和）・生（人権）」3領域をカバーする総合科目を構想していきました。

その動きと連携し、養護の先生などからの切実な生徒実態の報告を受け、意識的に性教育を担おうとする教員たち（丸山慶喜さんをはじめとし

た）が性教協の皆さんの知恵を借り、具体的な「性と生」の内容を構想していきました。

この時期に学内で何回も開かれた性をテーマとした講演会や学習会に参加すると、自分の無知と、ジェンダー意識やセクシュアリティの歪みを痛感し、よく教師などやっていたら、と恥ずかしく思うことがしばしばありました。生徒たちにも申し訳ないことをした、という慙愧の念も強く持ちました。

性の学びは、私自身にとっては大きな自己変革を迫るものだったのです。その後、性教協の全国夏期セミナーや「理論と実践講座」などに参加し、学んだことは数え切れません。これは私一人の個人的な経験にとどまるものではありません。大東学園の「性と生」の学びは全国の皆さんの教えと支えによって生まれ、育ってきたのです。あらためて心からお礼を申し上げます。

2011年、夏に埼玉で予定していた全国夏期セミナーを中止せざるを得なくなった時、性教協と全国の皆様への恩返しになればという気持ちで「大東学園を会場に」と名乗りを上げ、クリスマスの「第30回全国セミナー」会場校にいただきました。

1996年の「性と生」スタート以来、専任・非常勤あわせて120名の職場で40名余りがこの科目を担当し、性教育にかかわりました。

多くの担当者が、「自分の学びになる」「自分自身の世界が変わる、生き方が広がる」「自分を見つめなおすことにもなります。自分の無知を実感できます」と述べています。（担当者アンケートから）

また、「僕でもできた。誰でもできる!」、「『専門家』はいません。『専門家』じゃなくてもできます」「軽いフットワークでやるのが大事」「まずは真似でOKです。風通しのいい教科会です。学びが深くなります」と、敷居の低さを職場に向かってアピールしたりしています。（同アンケート）

「生徒をより理解できるよ。自分の暮らしも変わる。一度はやってみませんか?」というのが、担

当事者たちの共通の思いだと言えます。

総合「性と生」は、私たちの生徒理解を助け、生徒が自分の問題を見つめること・必要なときには相談することを助け、生徒相互の関係をより良くすることを助けています。

また、性の学びは、デートDVなどの性暴力を可視化し、問題化し、解決のためのアクションを始めることを助けています。さらに、大東学園の教育目標「人間の尊厳を大切にす」を具現化する上でも不可欠のものとなっています。

スタートから17年経ち、リーダーたる教科主任や教科のメンバーは入れ替わっても、この学びは続いています。

私は、大東の「性と生」の学びを支えてきた三つの柱があると考えています。

それは、

- ①生徒たちの「知りたい」という思い
- ②学びを推進する条件の整備（・職場における教育、研究、交流の自由保障・クラス半分サイズ・男女ペアの教員チーム・時間割内教科会の保障）
- ③絶えざる「栄養補給」（専門家・当事者などに学ぶ・全国規模のサークル=性教協の支え）

の三つです。

この三つの柱が健在である限り、今後も総合「性と生」は発展・進歩していくと期待できます。

もう一つ付け加えるとすれば、この学びに参加したことによって、教員みずからのセクシュアリティの見つめなおしが進み、変革され、実人生にとってプラスになるということも、この学びを支える力になっているといえるでしょう。

13. おわりに

私たちは大東学園で総合科目を立ち上げるとき、「総合の学び」とは何だろうと議論しました。

それまで私たちの頭の中にあつた「学び」のイメージは、「知っている者が知らない者に知識を与える。教えられる者は、知識をまるで貯金するように頭の中に貯めていく…」というものでした。

ブラジルの教育者パウロ・フレイレはこのような教育を「伝達」、「預金型教育」と批判し、それとは対照的な「対話的な教育」を呼びかけました。

「人間が他者と手をたずさえ、世界のなかで、そして世界とともに、たえずより豊かな自己のあり方を探求すること、その営みと一体化することによってのみ、教育ははじめて真の教育となりうる」（パウロ・フレイレ『伝達対話か』）

「生徒と教師が一緒に前を見てともに学んでいく」新しい学習のイメージは鮮烈でした。

こういう学びを創造したいと今も考えています。

性の学びは、得点・学力競争とは無縁です。その上、生徒たちに強く支持されています。学びの性格上、対話的な学びに適しています。フレイレの言う「他者と手をたずさえ、世界のなかで、そして世界とともに、たえずより豊かな自己のあり方を探求する」学びとなる可能性を持っていると思います。私たちの交流し、学び、研究し、教える活動は、事実に基いて性と生き方をともに考えていく活動です。そして、そのために多くの人々と出会い、力を合わせ、協力の力に依拠して進めていくことが欠かせない活動です。

このような活動は、人為的な競争と分断と敵対関係を乗り越えて、社会的連帯を取り戻し、作り直し、創造する営みの一環をなしているのではないかと私は考えています。

今、私たちの性教育にあらためてそのような光を当てなおしてみましよう。

性の学びは人間にとって絶対必要な学びです。性教協に集う私たちが仲間たちや協力して下さった方々と到達した学びの地平が、世界の人々の到達点と固く結びついていることにあらためて確信を持ち、ともに歩んで行きましよう。